事　　務　　連　　絡
令 和 ８ 年 11 月 ２ 日

各都道府県
　子ども・子育て支援制度担当部局　御中

こども家庭庁成育局保育政策課

令和８年度保育 ICT 推進加算の要件について（周知）

平素より子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今年度から創設されました保育 ICT 推進加算（以下「本加算」という。）の要件について、これまで当庁 HP において示している内容を改めて下記のとおり、お知らせします。

各都道府県におかれましては、内容について十分に御了知のうえ、貴管内市町村（特別区を含む。）及び施設・事業者等に周知・助言等をお願いします。

なお、本事務連絡は従前の取扱いを変更するものではないことを申し添えます。

記

１　本加算は保育所等において、テクノロジーの活用による業務改善を推進し、業務負担の軽減、教育・保育の質の確保・向上を図るため、別添のとおり要件を定めているものである。

（別添一部抜粋）

○　ICT 活用の責任者（※1）を置いた上で、
　①　業務において、４つの機能（※2）を持つ ICT の活用、
　②　給付・監査について、保育業務施設管理プラットフォームの活用（※3）、
　③　入所・入園の調整等において、保活情報連携基盤の活用（※4）、
　を 全て行う施設・事業所に対して、ICT 活用に係る費用を加算する。

（※1）当該責任者は、ICT の導入・活用について施設内で中心となって取り組み、他の職員の相談に対応すること。なお、ICT の導入・活用は、組織全体での体制整備やコミュニケーションの充実等により実現されるものであることから、当該責任者一人だけではなく複数人でチームを組んで取り組むことを前提とすること。

（※2）４つの機能：園児の登園及び降園の管理、保護者との連絡、保育に関する計画記録及びキャッシュレス決済に関する機能。
　また、４つの機能を有するシステム等のいずれか又は全てについて、「保育所等業務効率化推進事業（保育所等における ICT 化推進等事業）」又は「教育支援体制整備事業費交付金（幼児教育の質の向上のための ICT 化支援）」等の国庫補助金を利用して導入した場合は、当該年度は本加算の対象外による補助を受け、システムの導入等を行った年度は本加算の算定はできない。

（※3）令和８年度においては施設においてアカウントの発行を受けていて、かつ、令和９年度から給付業務又は監査業務の機能を活用する意思が明記された申請書等を提出した場合に、加算の要件を満たしているものと取り扱う。また、様々な事情により、保育業務施設管理プラットフォームの活用に

関する要件を満たすことが困難な場合は、自治体が、令和８年度中にこども家庭庁に対して独自システムの内容や利用状況についての情報提供を行うとともに、令和９年度において給付業務又は監査業務のいずれかについて所定の対応予定をもって要件を満たすこととする。

（※４）令和８年度においては施設においてアカウントの発行を受けていて、令和９年度中に、施設基本情報をすべて登録する予定であることをもって算定可能とする。

○　なお、ここ de サーチにおける施設の運営状況に関する情報の最新化（※）を行っていない施設・事業所は本加算の対象外。

（※）毎年度、情報の更新をお願いしているところ、これを９月末までに１度でも情報更新（変更がない場合にも、当期間内にログインし、内容を確認のうえ「確認者へ申請する」（経営情報の申請を含めない場合には「経営情報等を含めずに詳細情報を申請する」に✓をした上で）を押下）することが必要。また、最新化がなされていない又は情報に誤りがあって、市町村から保育所等に対し、最新化・修正の指摘があった際には適切に対応する。適切に対応がされていない場合は当該年度の加算の算定はできない。

２　本加算の要件となっている保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤の活用については別添のとおりであるが、下記も参考いただきたい。

○　令和８年度については、施設においてアカウントの発行（※）を受けていて、かつ、令和９年度から両システムを活用する意思が明記された申請書等を提出した場合に、加算の要件を満たしているものと取り扱う。

（※）保活情報連携基盤における施設のアカウント発行とは、施設においてアカウントの発行を受け、ログインを完了していること。自治体によるアカウント発行後、24 時間以内に施設がログインをしない場合、ログインリンクが失効となる。（ログインリンクが失効した場合、自治体によるリンクの作り直しとなる。）

また、活用の具体的な内容については下記の通り。

≪保育業務施設管理プラットフォーム≫

令和９年度中に少なくとも次の給付機能又は監査機能のいずれかを活用する予定であること。

【給付機能】各月請求入力機能、各月精算入力機能及び審査管理機能

【監査機能】事前提出書類管理機能及び改善報告管理機能（少なくとも市町村・都道府県のいずれかが活用すること）

※令和９年度中に監査の時期が到来しない施設は、次回監査の時期に活用する旨の意思を示すこと。

≪保活情報連携基盤≫

令和９年度中に、施設基本情報をすべて登録する予定であること。

なお、施設アカウントは管轄する自治体にて発行することから、自治体が参画している

ことが利用の前提である。自治体の参画状況については、（関連情報）の保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤の当庁 HP にて公表する。

3　保育業務施設管理プラットフォームについて、様々な事情により、上記２の対応が困難な場合は、独自システムを利用する自治体が、令和８年度中に独自システムの内容や利用状況についての情報提供をこども家庭庁に行う（※）とともに、令和９年度において【給付業務】又は【監査業務】について以下の対応予定をもって算定可能とする。（TYPES 採択自治体も同様。）

（※）情報提供の方法については、以下の回答フォームより独自システムに関する調査について回答を行うこと。回答期限は令和９年３月３１日までとする。

【回答フォーム】回答期限：令和９年３月３１日

https://forms.cloud.microsoft/pages/responsepage.aspx?id=_6DkBnJJi0qvMEVxNh0TRIqm6AXA5gVEpfesdX6f0j5UQTVSOTNONTNYVkpQMTc5NzNQRE1OMjJVNC4u&route=shorturl

【給付業務】

独自システムの活用により、保育業務施設管理プラットフォームと同等の業務負担削減効果が得られていることを前提とした上で、広域請求に係る対応を行うこと。

この詳細についてはシステムの実装状況を踏まえて、令和９年４月以降に改めてお示しする予定であるが、独自システムを使用する自治体においては、広域請求において他自治体から確認を求められる情報（※）を保育業務施設管理プラットフォーム上に入力することを想定しており、独自システムを使用する保育施設等においては、施設管理 PF を利用している他自治体に請求する際にも、電子的に請求できる対応をしていただくことを想定している。

（※）「自治体向け FAQ 第 18 版」（令和２年 12 月 21 日）No.419 に示す公定価格の加算項目の認定に係る市町村間での情報提供等を想定。

または

【監査業務】

次のいずれの対応も行うこと。

① 独自システムにおいて、事前提出書類管理機能及び改善報告管理機能に相当する機能を活用すること。

② 令和９年度に保育業務施設管理プラットフォームへの情報連携に係る協議を自治体がこども家庭庁と行うこと。

4　デジタル田園都市国家構想交付金 TYPES の採択自治体においては、構築した各システムは独自システムとして扱われる。

5　令和９年度の本加算の要件については、令和８年度の要件を踏まえて設定する予定であるが、最終的には、保育業務施設管理プラットフォームや保活情報連携基盤の開発状況、その他の状

況を踏まえ、総合的に検討の上、設定する予定。

（関連情報）

○公定価格に関する FAQ（よくある質問）（第 32 版）
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3a1576c7-071d-4325-8be8-edced6d12ee1/95bdefbf/20260803_policies_kokoseido_207.pdf

○「保育業務施設管理プラットフォーム」に関する情報
https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/shisetu-pf

○「保活情報連携基盤」に関する情報
https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/hokatsujoho-jichitaimuke

○保育 ICT 推進加算　様式
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3a1576c7-071d-4325-8be8-edced6d12ee1/3025daf9/20260727_policies_kokoseido_204.xlsx

【担　当】
（本事務連絡について）
こども家庭庁成育局保育政策課　保育の魅力向上係
TEL:03-6858-0086

（その他、公定価格全般の取扱いについて）
こども家庭庁成育局保育政策課　公定価格担当室給付第一係
※　保育 ICT 推進加算を含む、公定価格に係る疑義照会は、
従来どおり所定様式に必要事項を入力の上、メールにて
給付第一係のメールアドレスまでお願いします。
Mail:kouteikakaku.kyuufu1@cfa.go.jp

こどもまんなか
こども家庭庁

保育ＩＣＴ推進加算

（※）令和８年７月24日付の公定価格に関するFAQ（よくある質問）（第32版）の内容も含め、運用上の考え方を明確化し、網羅的に記載したもの。

○　保育所等において、テクノロジーの活用による業務改善を推進し、業務負担の軽減、教育・保育の質の確保・向上を図るため、**ICT活用の責任者**（※１）**を置いた**上で、

①　業務において、**４つの機能**（※２）**を持つICT**の活用、

②　給付・監査について、**保育業務施設管理プラットフォーム**の活用（※３）、

③　入所・入園の調整等において、**保活情報連携基盤**の活用（※４）、

を全て行う施設・事業所に対して、ICT活用に係る費用を加算する。

（※１）当該責任者は、ICTの導入・活用について施設内で中心となって取り組み、他の職員の相談に対応すること。なお、ICTの導入・活用は、組織全体での体制整備やコミュニケーションの充実等により実現されるものであることから、当該責任者一人だけではなく複数人でチームを組んで取り組むことを前提とすること。

（※２）４つの機能：園児の登園及び降園の管理、保護者との連絡、保育に関する計画記録及びキャッシュレス決済に関する機能。

また、４つの機能を有するシステム等のいずれか又は全てについて、「保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）」又は「教育支援体制整備事業費交付金（幼児教育の質の向上のためのICT化支援）」等の国庫補助金を利用して導入した場合は、当該年度は本加算の対象外による補助を受け、システムの導入等を行った年度は本加算の算定はできない。

（※３）令和８年度においては施設においてアカウントの発行を受けていて、かつ、令和９年度から両機能を活用する意思が明記された申請書等を提出した場合に、加算の要件を満たしているものと取り扱う。また、様々な事情により、保育業務施設管理プラットフォームの活用に関する要件を満たすことが困難な場合は、自治体が、令和８年度中にこども家庭庁に対して独自システムの内容や利用状況についての情報提供を行うとともに、令和９年度において【給付業務】又は【監査業務】のいずれかについて所定の対応をすることを予定することをもって要件を満たすこととする。

（※４）令和８年度においては施設においてアカウントの発行を受けていて、かつ、令和９年度中に施設基本情報をすべて登録する意思が明記された申請書等を提出することをもって算定可能とする。
なお、保活情報連携基盤における施設のアカウント発行とは、施設においてアカウントの発行を受け、ログインを完了していること。

○　なお、**ここdeサーチにおける施設の運営状況に関する情報の最新化**（※）を行っていない施設・事業所は本加算の対象外とする。また、「保育所等におけるICT化推進等事業」による補助を受け、システムの導入等を行った年度は本加算の算定はできない。

（※）毎年度、情報の更新をお願いしているところ、これを９月末までに１度でも情報更新（変更がない場合にも、当期間内にログインし、内容を確認のうえ「確認者へ申請する」（経営情報の申請を含めない場合には「経営情報等を含めずに詳細情報を申請する」に✓をした上で）を押下）することが必要。また、最新化がなされていない又は情報に誤りがあって、市町村から保育所等に対し、最新化・修正の指摘があった際には適切に対応する。適切に対応がされていない場合は当該年度の加算の算定はできない。

○　単価は、規模を踏まえて施設型と地域型で分けて設定する。

単価表

保育ICT推進加算	幼稚園、保育所、認定こども園：30万円 地域型保育事業：18万円 ÷３月初日の利用子ども数	※３月初日の利用子どもの単価に加算

対象施設

幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所

保育ＩＣＴ推進加算
保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤の要件について

○令和８年度については、**施設においてアカウントの発行を受けていて、かつ、令和９年度から両システム（保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤）を活用する意思が明記された申請書等を提出した場合**に、加算の要件を満たしているものと取り扱う。
なお、活用の具体的な内容については次の通り。

保育業務施設管理プラットフォーム

○**令和９年度中に少なくとも次の給付機能又は監査機能のいずれかを活用する予定**であること。

【給付機能】**各月請求入力機能、各月精算入力機能及び審査管理機能**
【監査機能】**事前提出書類管理機能及び改善報告管理機能（少なくとも市町村・都道府県のいずれかが活用すること）**

※令和９年度中に監査の時期が到来しない施設は、次回監査の時期に活用する旨の意思を示すこと。

○様々な事情により、上記の対応が困難な場合は、独自システムを利用する自治体が、
令和８年度中に独自システムの内容や利用状況についての情報提供をこども家庭庁に行うとともに、
令和９年度において【給付業務】又は【監査業務】について以下の対応予定をもって算定可能とする。
（TYPES採択自治体も同様。）

【給付業務】
独自システムの活用により、保育業務施設管理プラットフォームと同等の業務負担削減効果が得られていることを前提とした上で、広域請求に係る対応を行うこと。
この詳細についてはシステムの実装状況を踏まえて、令和９年４月以降に改めてお示しする予定であるが、独自システムを使用する自治体については、広域請求において他自治体から確認を求められる情報(※)を保育業務施設管理プラットフォーム上に入力することを想定しており、独自システムを使用する保育施設等においては、施設管理PFを利用している他自治体に請求する際にも、電子的に請求できる対応をしていただくことを想定している。
(※)「自治体向けFAQ第18版」(令和２年12月21日)No.419に示す公定価格の加算項目の認定に係る市町村間での情報提供等を想定。

または

【監査業務】
次のいずれの対応も行うこと。
①独自システムにおいて、事前提出書類管理機能及び改善報告管理機能に相当する機能を活用すること。
②令和９年度に保育業務施設管理プラットフォームへの情報連携に係る協議を自治体がこども家庭庁と行うこと。

保活情報連携基盤

○**令和９年度中に、施設基本情報をすべて登録する予定**であること。